

医薬部外品における「シワ改善」の広告表現に関する留意点

(日本化粧品工業会化粧品広告審査会の結果等から)

- ◇承認を受けた効能効果通りに正しく記載すること。
「シワ改善」の承認効能を取得した医薬部外品において、「シワに」、「気になるシワに」等の広告表現はシワに対する改善効果であることが不明瞭で、シワ予防シワ解消等と誤解を与え効能効果の範囲を逸脱するおそれがある。
- ◇シワグレード等、シワ効能評価試験に関する説明は、効能効果の保証に該当し不可。
- ◇シワは加齢により生じるため、年齢によって生じたシワの改善表現は認められる。
しかし、シワ改善することによる若返り、加齢防止等は不可。
- ◇「改善」の程度は事実の範囲※の表現に留めること。
※ 抗シワ効能評価ガイドラインの臨床試験で確認された程度
「深いシワ」までの改善表現は認められない。
- ◇シワ改善の有効成分における作用機序を説明する場合には、承認申請資料に記載の範囲をこえないこと。また、作用機序が効能効果として承認を受けたものと誤認されないように留意すること。